

和光市告示第 8 8 号

和光市広沢国有地等利活用基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成 2 9 年 4 月 1 7 日

和光市長 松本 武洋

和光市広沢国有地等利活用基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 和光市広沢国有地等利活用基本方針に基づき、広沢国有地及び和光市総合児童センターの敷地（第 3 条において「広沢国有地等」という。）を活用する複合施設の配置、整備手法等を定める和光市広沢国有地等利活用基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、和光市広沢国有地等利活用基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関して必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 6 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) まちづくりに関する専門的な知識経験を有する者 1 人
- (2) 建築に関する専門的な知識経験を有する者 1 人
- (3) 福祉に関する専門的な知識経験を有する者 1 人
- (4) 福祉施設の運営に関する知識経験を有する者 1 人
- (5) 体育施設の運営に関する知識経験を有する者 1 人
- (6) 公募による市民 2 人以内
- (7) 広沢国有地等の近隣の自治会を代表する者 2 人以内
- (8) 和光市立広沢小学校の職員
- (9) 市職員のうち次に掲げるもの

ア 企画部長

イ 保健福祉部長

ウ 子どもあんしん部長

エ 建設部長

オ 危機管理監

カ 教育部長

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する者をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、その事務を処理するために必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画部資産戦略課において処理する。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。